

都 住 政 第 1 7 号

平成 2 8 年 4 月 1 5 日

京都市住宅審議会会長 様

京都市長 門 川 大 作
(担当 都市計画局住宅室住宅政策課)



京都市住宅審議会への諮問について

下記のとおり、貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたしますので、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 諮問事項

子育て・若年層世帯向けにリノベーションを行った市営住宅住戸の入居要件・入居期間について

2 諮問の趣旨

平成 2 2 年 3 月に策定した京都市住宅マスタープランについては、貴審議会において少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえた御審議のうえ、平成 2 7 年 1 0 月にいただいた答申を受け、平成 2 8 年 3 月に中間見直しを行いました。

この中間見直しでは、平成 3 1 年度までの計画期間において、重点を置いて実施すべき施策の方向の一つとして、「次世代の居住促進・子育て支援」を掲げています。

平成 2 8 年度から、具体的な取組として、子育てしやすい間取りや設備等にリノベーションした市営住宅を供給することとしており、この施策の目的に合った方に入居いただくため、具体的な入居要件や入居できる期間を定めるに当たり、その基本的な考え方や方向性について、諮問するものであります。